

# 兵庫県公報

令和2年5月29日 金曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 規 則

○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 1

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第31号）

1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種類	名称	位置	戸数
普通中層 耐火住宅	豊岡一本松住宅	豊岡市庄境	45戸

2 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅	8団地	11戸
普通中層耐火住宅	3団地	3戸

## 規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第31号

#### 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款に次のように加える。

368	H30	豊岡一本松住宅	豊岡市庄境	5階建	10	0.5425	52,600
					10	0.7466	72,400
					15	0.8551	86,200
					10	0.9780	98,600

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款6の項中

「

2	0.8149	63,200
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8149	63,200
---	--------	--------

」

に改め、同款11の項中

「

1	0.9449	73,100
1	0.9769	71,700

」

を

「

1	0.9449	73,100
---	--------	--------

」

に改め、同款21の項を次のように改める。

21	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款27の項を次のように改める。

27	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款35の項中

「

4	1.1420	93,400
---	--------	--------

」

を

「

3	1.1420	93,400
---	--------	--------

」

に改め、同款36の項中

「

3	0.6567	71,000
---	--------	--------

」

を

「

2	0.6567	71,000
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.6929	72,700
1	0.6929	72,900

」

を

「

1	0.6929	72,700
---	--------	--------

」

に改め、同款43の項中

「

2	0.8349	89,600
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8349	89,600
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.8400	89,400
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8400	89,400
---	--------	--------

」

に、

「

2	1.0944	106,100
1	1.0944	107,100

」

を

「

2	1.0944	106,100
---	--------	---------

」

に改め、同款54の項中

「

2	0.8396	89,500
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8396	89,500
---	--------	--------

」

に改め、同部普通中層耐火住宅の款1の項及び2の項を次のように改める。

1 及 び 2	削除
------------------	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款17の項を次のように改める。

17	削除
----	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款51の項を次のように改める。

51	削除
----	----

様式第8号中

性別	続柄		
男・女	本人		本人
男・女	配偶者		配偶者
男・女			
男・女		を	に、
男・女			
男・女			
男・女			
男・女			

「障害者等級」を「障害の程度」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。